

水道の水質基準等の改正方針案について

1 農薬類の目標値の見直しについて

水道水に関して次の農薬類の目標値の見直しを行い、令和6年4月1日から適用する。

なお、詳細は資料1参考1のとおり。

表 食品健康影響評価を踏まえた目標値の見直し

農薬名	新目標値(mg/L)	現行目標値(mg/L)
パラコート	0.01	0.005

[理由]

内閣府食品安全委員会により公表された食品健康影響評価の結果に基づき水道水の目標値を計算したところ、現行の目標値と異なる結果が得られたため。

内閣府食品安全委員会が設定した許容一日摂取量(ADI:Acceptable Daily Intake)を用い、1日2L摂取、体重50kg、割当率10%として算出。

2 鉛及びその化合物における滞留水法の省略について

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について(平成15年10月10日付け健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課長通知)(以下、「通知」という。)においては、鉛及びその化合物の水質検査における採水は、水を管内で15分滞留させる等を行った後に実施する(以下、「滞留水法」という。)よう規定している。

この滞留水法について、以下の2つの条件を満たした場合は省略できるとし、令和6年4月1日から適用する。

なお、詳細は資料1参考2のとおり。

次の2つの条件を満たす場合は、滞留水法を省略可能とする。

- (1) 採水地点と同一の浄水場の給水区域において鉛管の残存調査が行われた上で、浄水場出口から採水地点までの流路で鉛管が使用されていないことが明らかであること。
- (2) 季節変動も考慮して年4回、当該採水地点において、滞留水法により採水した上で水質検査を行い、その結果が、過去3年間において全て不検出であること。

[理由]

滞留水法は鉛管から鉛及びその化合物が水道水に溶出することを想定して規定したものであり、浄水場出口から採水地点までの流路に鉛管が使用されていないことが明らかな場合は、この方法が省略可能であるため。